



社労士 NEWS>>>

>>> 2021.1 Vol.122

発行 >>>

社会保険労務士法人A o k i URL : <http://www.sr-aoki.or.jp>

〒104-0061 東京都中央区銀座6-12-10 銀座龍岡ビル 5 階

Tel > 03-3574-3521 Fax > 03-3574-3523 Mail > info@sr-aoki.or.jp

CONTENTS >>>

1. 助 成 金 > 雇用調整助成金の最近の動向
2. 労務管理 > テレワークに適した雇用形態とは
3. 提 供 > 経営に役立つビジネスレポート

1. 助 成 金

雇用調整助成金の最近の動向

厚生労働省は雇用調整助成金の特例措置を令和3年2月末まで延長すると発表しました。新型コロナウイルスの感染拡大により雇用情勢が悪化することを懸念し、予防措置を講じた形となります。今回は、雇用調整助成金をとりまく最近の状況についてご案内いたします。

1. 不正な申請が疑われる案件

立ち食いそばチェーンを運営する会社が、転籍しグループ内の別の運営会社の店舗で働いている従業員を特別休暇扱いとして、その間の休業手当について雇用調整助成金を申請していたことが判明しました。

<経過>

- ①新型コロナウイルスの影響で、都内の店舗の売り上げが減少したため、人員削減として従業員を退職させ、グループ内の別の運営会社が管理する店舗に転籍させる
- ②転籍先の店舗で就労を開始するも、直ちに退職扱いせず、年次有給休暇が消化される9月下旬まで在籍扱いとし、消化した年次有給休暇を助成金の対象となる「特別休暇」として処理する
- ③従業員には転籍先の給与に加え、休業手当が支払われる

雇用調整助成金は事業縮小で休業させた従業員への休業手当を主な助成対象としており、賃金を支払う年次有給休暇はその対象としていません。

労働者が就業していない場合であっても、疾病その他の理由により労働の能力を有しない場合、休職中、同盟罷業中又は有給休暇中等の場合は休業に該当しない。

(厚生労働省「雇用調整助成金支給要領」)

また、当然のことながら転籍先の関連会社で勤務している従業員を、元の会社が休業扱いにすることも認められないため、助成対象にはならないという指摘もされています。

このような事例について不正受給が認められた場合には、不正受給を行った事業主などに対しては次のように厳しいペナルティが課されることになります。

- ①不正受給に係る助成金については不支給とする
か又は支給を取り消し、既に支給した助成金については管轄労働局長が不正受給により返還を求めた額に加え、不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3分(支給申請が行われた日が令和2年3月31日以前の場合は年5分)の割合で算定した延滞金及び当該返還を求めた額の2割に相当する額の合計額の請求の手続きを行う。
- ②不正受給に係る助成金について不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して5年間助成金を支給しない。
- ③不正受給が特に重大又は悪質なものであると認められる場合、管轄労働局長は事業主の名称や不正の内容などを、記者発表などで原則として公表する。

(厚生労働省 助成金「共通要領」より抜粋)

また、書類を偽造した場合には、詐欺罪として刑事告発されることもあります。

2. 在籍型出向について

今回の事案では従業員に対し、出向元と雇用関係が一旦終了する転籍（出向）を命じていますが、雇用関係を維持したまま別の企業で働いてもらう在籍型の出向（雇用シェア）は、一定要件を満たす場合には雇用調整助成金の助成対象とされています。

また、第三次補正予算案によれば、雇用調整助成金の財源として1兆4,679億円が計上されるとともに、「在籍型出向を活用して労働者の雇用維持を図る事業主及び当該労働者を受け入れる事業主を支援するために、出向元及び出向先への助成を一体とした助成金を創設」することも含め、56億円が計上されています。

在籍型出向は、今後雇用を守る上での一手法として活用が進むことでしょう。

3. おわりに

仕事が減った業界から、人手不足の業界への働き手の在籍型出向を後押しするため、無料のマッチングサービス（公益財団法人 産業雇用安定センター）も行われており、こちらも第三次補正予算により増員による体制強化が見込まれております。感染の第3波の到来と言われる昨今、雇用の調整が迫られた際には、雇用調整助成金と併せて、在籍型出向も一つの選択肢として活用を検討すると良いでしょう。

2. 労務管理

テレワークに適した雇用形態とは

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う政府の緊急事態宣言を受け、テレワークを導入する企業が増えました。そして、いまだ感染状況が収まらないなかで、制度を恒常化する企業もまた増えています。テレワークは、通勤がなくなるといった負担軽減、育児・介護支援などが可能になるといったワーク・ライフ・バランスの向上などの側面がクローズアップされていますが、他方、実際に運用した結果、労働時間管理の難しさや社内のコミュニケーション不足、人事評価等の難しさが課題として挙げられています。

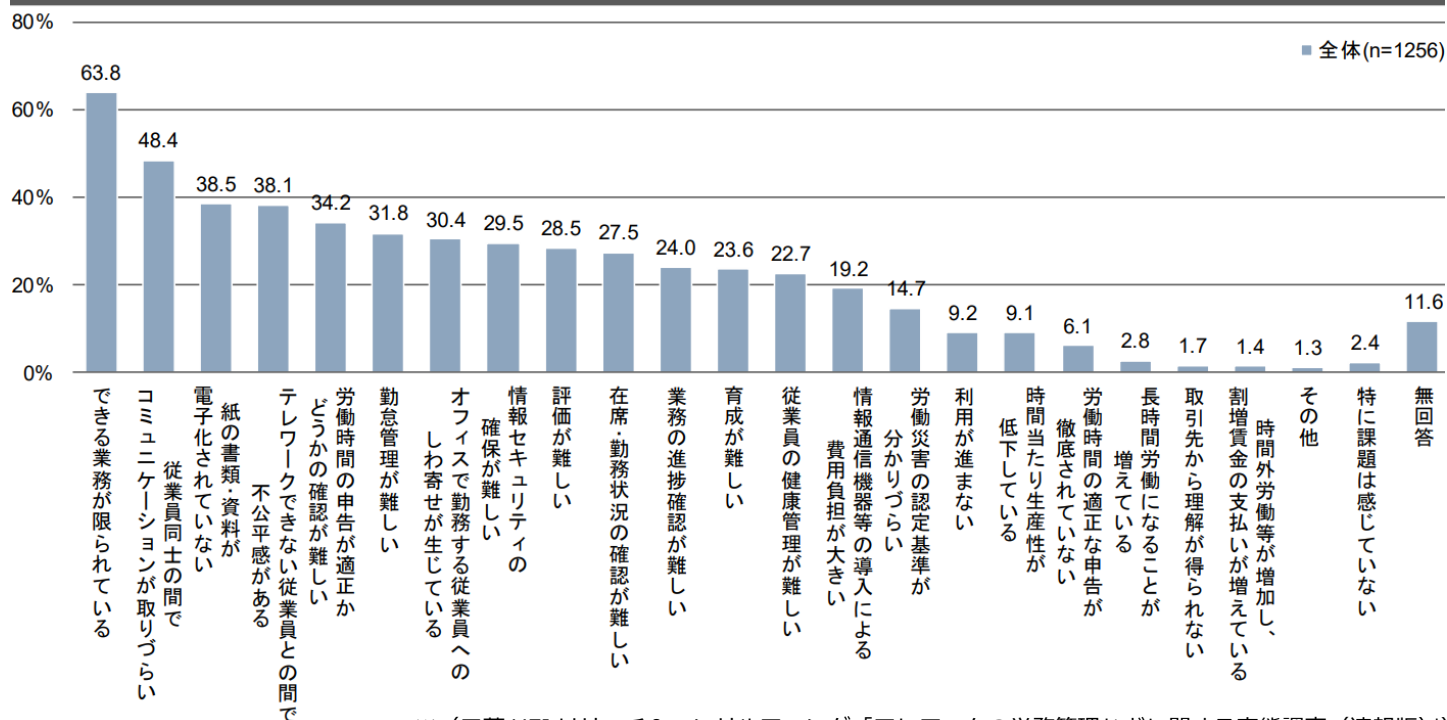
本稿では、テレワークに関して挙げられている課題も見ながら、対応として期待されているジョブ型雇用の考え方とその留意点を概説いたします。

1. テレワークの課題

厚生労働省の検討会資料「テレワークの労務管理等に関する実態調査（速報版）」によると、「できる業務が限られている」「従業員同士の間でコミュニケーション

ンが取りづらい」ということが課題として挙がっている中で、3分の1弱の企業が「評価が難しい」ということを課題としています。

【企業調査】Q26(4)①.テレワーク（在宅勤務）で感じた課題/MA



※（三菱 UFI リサーチ&コンサルティング「テレワークの労務管理などに関する実態調査（速報版）」）

評価が難しいことの要因としては、「テレワークは非対面の働き方であることから、業務遂行状況を把握しにくい」「業務状況の把握のしづらさから、業務遂行中に発揮される理解力や調整能力、取り組む姿勢などを含めた評価が困難になる」といったことが考えられます。このような課題に対して、従来のメンバーシップ型からジョブ型へ雇用形態の移行を検討する企業が出てきているようです。

2. メンバーシップ型雇用とジョブ型雇用

この2つの雇用形態については、一般的に次のように説明されています。

雇用形態	定義
メンバーシップ型	「人に仕事をつける働き方」 これまでに多くの日本企業が採用してきた雇用形態で、メンバーの能力や意欲、人柄を評価して雇用する形
ジョブ型	「仕事に人をつける働き方」 事前に職務の内容や権限の範囲、報酬などの労働条件を細かく定めた「職務記述書」を示し、雇用する形

ジョブ型雇用は、職務の範囲が厳密に決まっており、社員の年齢や勤続年数に関係なく、職務に対するスキルや能力、成果を重要視するため、テレワークという

非対面的な働き方でも適切に評価できる雇用形態として、注目されています。

3. ジョブ型雇用移行の主な留意点

ジョブ型雇用に移行する際、まずやるべきことは「職務の明確化」になります。この明確にする職務は給与と直結することから、すべての職務を分解し、定義し、人へ当てこむには相応の時間と丁寧さが要求されます。また実態と乖離しないよう、組織や仕事の変化に応じ、職務の定義はこまめにメンテナンスしなければなりません。また、職務が予め定められているため、異動や転勤が制限され、さらには移行の際には「任せられる職務のない従業員」に対する処遇も検討する必要があることなど、人事の面で難しい判断を迫られることも想定されます。

4. おわりに

テレワークにおける人事評価等については、ジョブ型雇用が向いている面が多いのは確かです。ただ、一方で留意点にあげたような課題が存在することも事実です。また、メンバーシップ型雇用も長らく日本企業で運用されてきた仕組みだけに、日本の雇用の強みであるとの見方もあります。検討する際には、現状の雇用形態とジョブ型雇用のメリット・デメリットをよく比較して、一般論ではなく自社に合う制度かどうかを、しっかりと判断することが大切と言えるでしょう。

Q & A

記事の中でちょっと気になる豆知識をご案内。今回は、1 ページ目の「雇用調整助成金の最近の動向」に関連する豆知識をお伝えします。



Q. 在籍型出向の場合の、雇用調整助成金の活用について教えてください。

A. 活用にあたり基本的には雇用を維持するという雇用調整助成金の趣旨は同様です。以下に、対象となる「出向」と助成額についてご案内します。

対象となる出向

- ・雇用調整を目的とする出向（経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）であること
- ・出向後は元の事業所に戻って働くことを予定していること
- ・出向元と出向先が、親子・グループ関係にないなど、資本的、経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること
- ・出向元で代わりに労働者を雇い入れる、出向先で別の人を出向させたり離職させる、出向元と出向先で労働者を交換するなど、玉突き雇用・出向を行っていないこと

助成額

出向元が出向労働者の賃金の一部を負担する場合、以下の額を助成

- | | |
|----------------------|--------------|
| ・出向元の出向労働者の賃金に対する負担額 | 助成率 |
| ・出向前の通常賃金の 1 / 2 の額 | × 中小企業：2 / 3 |
| のいずれか低い額 | 大企業：1 / 2 |

※ただし、8,370 円 × 330 / 365 × 支給対象期の日数が上限です

【例】出向時賃金月額18,000円、出向元負担 4 割の場合

出向元負担7,200円		出向先負担10,800円
中小企業の場合	実質負担	
2/3 4,800円助成	1/3 2,400円	

3. 提 供

『経営に役立つビジネスリポート』を無料でご提供いたします！

弊所がお届けする“ビジネスリポート”は、経営に役立つ情報が満載です！
ビジネスにおける経営戦略、企画・営業、広報、人事管理などのマネジメントに
関連する情報から、法改正やデジタル化の進展といったビジネストレンドに関する
情報まで、多岐にわたる内容を取り揃えております。

以下のリポートの中からご興味のあるテーマがございましたら、弊所あてに
お気軽にご連絡ください。ご希望のリポートを“無料”にてお届けいたします！



今月のおすすめビジネスリポート

リポート番号	タイトル	内容
#00465 (全 5 ページ)	旅行先でリモートワークをする場合の 労働時間管理や労災のルール	・旅行先でリモートワークをする「ワーケーション」 ・始業・終業時刻を正確に把握し、業務中か否かを明確にする ・業務中と自宅・ホテル間の移動中の傷病は労災になり得る ・業務に関する費用以外は個人負担としても差し支えない ・必要に応じて就業場所や対象者を制限する
#30109 (全 7 ページ)	保有するだけで税金がかかる不動産 売却や賃貸で資金繰りを改善する際の留意点	・その不動産は本当に必要か？ ・保有しているだけで税金がかかる…… ・不動産を売却すると、どんな税金がかかる？ ・不動産を賃貸すると、どんな税金がかかる？
#40049 (全 10 ページ)	ペーパーレス化の判断に便利！ データ化できる書類、できない書類	・紙の書類をデータ化して運用・管理を効率化 ・会計・税務関係書類でデータ化できるものは？ ・法務・労務関係書類でデータ化できるものは？ ・【経営者アンケートの結果】ペーパーレス化の状況は？
#60222 (全 5 ページ)	リモート下でも失敗しない与信管理 ～20 のチェックリスト付き	・「ない者からは回収できない」が基本 ・与信管理と債権回収を必ずセットにする ・正しい情報を得ることが与信管理の第一歩 他
#60224 (全 6 ページ)	【例文付き】従業員の情報漏洩に備える 秘密保持誓約書の作成方法	・自社にあった「秘密保持誓約書」を作成しよう ・最も重要なのは「秘密情報」の定め方 ・その他、よくある重要な定め方の規定例

お気軽にご用命ください

TEL >>> 03-3574-3521
FAX >>> 03-3574-3523

貴社名	ご担当者様		部署・所属
所在地	〒		
E-mail	Tel		
ご希望のリポート番号			

※ご記入いただきました個人情報は、ビジネスリポートのご案内およびお届けすることを目的とし、それ以外では利用いたしません。

お困りのことがございましたらお気軽に弊所までご相談ください。